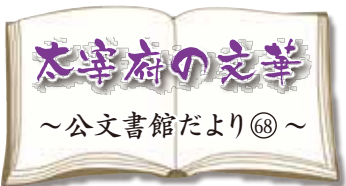


大宰府の廃止

天平14(742)年正月に大宰府が廃止された、と歴史書『続日本紀』は伝えていますが。2年前、現任の大宰少式であった藤原広嗣が起こした反乱(藤原広嗣の乱)がその原因であるという見解があり、これは定説としてよいでしょう。それでは、大宰府が廃止された時、本来、大宰府がもっていた対外的機能、管内支配機能、軍事的機能といった役割はどうなったのでしょうか。

まず、廃止から後にふれる筑紫鎮西府設置までの間に、新羅使の来航報告は筑前国司からなされているものの、その饗応・処遇には中央から派遣された使者があたっています。このことは、対外的機能についていえば、現地の官員や機構のみでは対応できなかったことを示すと考えられます。管内支配機能については、廃止にあたって大宰府に貯えられていた稻穀や調庸などを含む「廃府官物」が筑前国司に付与されています。その一部は、のちに大隅国など2国3島に、禄として支給されることとなります。以前には、筑前国が大宰府の管内支配機能を代行したとの説もありましたが、当時の記録を検討すると、大宰府が存在しないことを前提に変更が加えられた点などもあることから、筑前国司は、たとえば「廃府



官物」の管理、出納などの事務処理にあたったものと考えたほうがよいと思います。

問題は軍事的機能です。なぜなら藤原広嗣の乱では、その兵数からみて管内諸国の軍団兵士が動員されていると考えられます。このことをどのように理解するかについてはさまざまな考え方がありますが、少なくとも大宰府の有していた軍事的機能には、なんらかの形で管内諸国の軍団を動員・指揮する権限が含まれていた、と考えざるを得ないでしょう。そうでなければ、藤原広嗣の乱をきっかけとして大宰府が廃止されたとみることの説明がつかないからです。つまり、大宰府廃止は、こうした大宰府と管内諸国軍団との関係を断ち切ることにあったと考えられるのです。

一方、天平15(743)年12月には、筑紫鎮西府が設置されました。わたくしは、これは大宰府の有していた対外的機能、管内支配機能、軍事的機能のそれぞれ一部を引き継いだものと考えています。そして、筑紫鎮西府において重視された軍事力は、管内諸国軍団よりもむしろ防人軍だったのではないかと推測しています。